

山形県政務調査費の交付に関する条例等
の改正に係る検討結果報告書

平成24年12月4日

山形県議会政務調査費等検討委員会

山形県政務調査費の交付に関する条例等の改正に係る 検討結果の概要

1 検討の趣旨

地方自治法の改正に伴い、政務調査費が政務活動費に改められたことに伴い、本県条例及び条例施行規程の改正について検討を行った。

【地方自治法改正の概要】

- ① 名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、交付の名目が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と改められた。
- ② 政務活動費を充てることができる範囲を条例で定めることとされた。
- ③ 議長は使途の透明性の確保に努めるものとされた。

2 検討結果

以下の各項目について改正することが必要である。（別添「山形県政務調査費の交付に関する条例等の改正に係る検討結果」参照）

（1）名称の変更

- ・名称について、「政務調査費」から「政務活動費」に改める。

（2）政務活動費を充てることができる範囲を条例に規定（第3条の3）

- ・条例に政務活動費の交付の対象となる活動の範囲及び政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定する。（これらの範囲の考え方については、全国都道府県議会議長会の標準条例の考え方に準じている。）
- ・経費の具体的な内容については条例施行規程で定める。

（3）使途の透明性の確保に関する議長の措置の目的の明確化（第11条）

- ・議長が調査・指導を行う根拠規定について、「制度の適正な運用と使途の透明性の確保のため」と目的を明示する。

（4）経過措置（附則第2条）

- ・新たな制度に基づく政務活動費の運用は平成25年度からとする。
- ・平成24年度については、経過措置を設け、従来の政務調査費と同様に取扱うこととする。

山形県政務調査費の交付に関する条例等の改正に係る検討結果

1 山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

改正前	改正後	改正にあたっての考え方
<p>山形県<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項及び第15項の規定</u>に基づき、山形県議会（以下「議会」という。）における<u>政務調査費</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象) 第2条 県は、山形県議会議員（以下「議員」という。）の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>(会派に対する<u>政務調査費</u>) 第3条 各会派に対して交付すべき<u>政務調査費</u>の額は、1月当たり3万円に会派の所属議員数を乗じて得た額とし、当該<u>政務調査費</u>は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとにその四半期分を交付するものとする。</p> <p>2 前項の所属議員数は、月の初日において各会派に所属する議員の数による。</p>	<p>山形県<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項、第15項及び第16項</u>の規定に基づき、山形県議会（以下「議会」という。）における<u>政務活動費</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の対象) 第2条 県は、山形県議会議員（以下「議員」という。）の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>(会派に対する<u>政務活動費</u>) 第3条 各会派に対して交付すべき<u>政務活動費</u>の額は、1月当たり3万円に会派の所属議員数を乗じて得た額とし、当該<u>政務活動費</u>は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとにその四半期分を交付するものとする。</p> <p>2 前項の所属議員数は、月の初日において各会派に所属する議員の数による。</p>	<p>● 条例における地方自治法の根拠規定を整備</p> <p>● 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>● 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>● 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る第1項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。新たな会派が結成され、一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(議員に対する政務調査費)

第3条の2 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の会派への入会若しくは所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る第1項の政務活動費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。新たな会派が結成され、一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(議員に対する政務活動費)

第3条の2 議員に対して交付すべき政務活動費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務活動費は、月の初日に在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務活動費の額の計算については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(政務活動費の経費の範囲)

第3条の3 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、政務活動に要する次に掲げる経費に充てることのできるものとする。

(1) 調査研究費

●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更

●政務活動の範囲を示すことにより、政務活動費の交付対象を明らかにしている。

●政党活動や選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動は含まない。

●経費の範囲としては、従来、用途の科目として定めていた区分を基に全国都道府県

<p>(会派の届出)</p> <p>第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする会派は、当該会派に所属する議員の中から代表者及び<u>政務調査費</u>経理責任者を定めて、次に掲げる事項を山形県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。この場合において、代表者が<u>政務調査費</u>経理責任者を兼ねることを妨げない。</p> <p>(1) 会派の名称 (2) 所属する議員の氏名 (3) 代表者及び<u>政務調査費</u>経理責任者の氏名</p> <p>2 会派は、前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、当該異動に係る事項を速やかに議長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定による届出（以下「会派結成届出」という。）をした会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を速やかに議長に届け出なければならない。</p> <p>4 会派に所属する議員がなくなったときは、当該会</p>	<p>(2) <u>研修費</u> (3) <u>広聴広報費</u> (4) <u>要請陳情等活動費</u> (5) <u>会議費</u> (6) <u>資料作成費</u> (7) <u>資料購入費</u> (8) <u>事務所費</u> (9) <u>事務費</u> (10) <u>人件費</u></p> <p><u>3 前項に掲げる経費の内容は、議長が定めるところによる。</u></p> <p>(会派の届出)</p> <p>第4条 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする会派は、当該会派に所属する議員の中から代表者及び<u>政務活動費</u>経理責任者を定めて、次に掲げる事項を山形県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。この場合において、代表者が<u>政務活動費</u>経理責任者を兼ねることを妨げない。</p> <p>(1) 会派の名称 (2) 所属する議員の氏名 (3) 代表者及び<u>政務活動費</u>経理責任者の氏名</p> <p>2 会派は、前項の規定により届け出た事項に異動が生じたときは、当該異動に係る事項を速やかに議長に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定による届出（以下「会派結成届出」という。）をした会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を速やかに議長に届け出なければならない。</p> <p>4 会派に所属する議員がなくなったときは、当該会</p>	<p>議会議長会の標準条例に示された経費の区分に準じて規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国会における質疑において示された「議員としての補助金の要請、陳情活動のための旅費、交通費、あるいは議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の会議に要する経費」として「要請陳情活動等活動費」を新たに規定した。 ●各経費の具体的内容は、条例施行規程に別途規定 ●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
---	---	---

<p>派は、解散したものとみなす。</p> <p>(知事への通知)</p> <p>第5条 議長は、会派結成届出をした会派及び<u>政務調査費</u>の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度4月5日までに知事に通知するものとする。</p> <p>2 議長は、年度の中途において、前条第1項から第3項までの規定による届出があったとき、又は<u>政務調査費</u>の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 前条の規定による通知があったときは、知事は、当該通知に係る会派及び議員について、<u>政務調査費</u>の交付の決定又はその変更の決定を行い、その旨を当該会派及び議員に通知するものとする。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の<u>政務調査費</u>の交付を知事に請求するものとする。この場合において、<u>政務調査費</u>の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときにあつては、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあつては、各四半期の最初の月の10日(その日が山形県の休日定める条例(平成元年3月県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「山形県の休日」という。)に当たるときは、その翌日)までに請求するものとする。</p> <p>2 四半期中途において会派に所属する議員の数が</p>	<p>派は、解散したものとみなす。</p> <p>(知事への通知)</p> <p>第5条 議長は、会派結成届出をした会派及び<u>政務活動費</u>の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度4月5日までに知事に通知するものとする。</p> <p>2 議長は、年度の中途において、前条第1項から第3項までの規定による届出があったとき、又は<u>政務活動費</u>の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第6条 前条の規定による通知があったときは、知事は、当該通知に係る会派及び議員について、<u>政務活動費</u>の交付の決定又はその変更の決定を行い、その旨を当該会派及び議員に通知するものとする。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の<u>政務活動費</u>の交付を知事に請求するものとする。この場合において、<u>政務活動費</u>の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときにあつては、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあつては、各四半期の最初の月の10日(その日が山形県の休日定める条例(平成元年3月県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「山形県の休日」という。)に当たるときは、その翌日)までに請求するものとする。</p> <p>2 四半期中途において会派に所属する議員の数が</p>	<p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>
--	--	---

増加する異動が生じた場合は、当該四半期の次の四半期において交付される政務調査費に当該議員の数が増加したことに伴い追加して交付すべきこととなる政務調査費を加えて当該会派に交付するものとする。

3 四半期中途において会派に所属する議員の数が減少する異動が生じた場合は、当該四半期の次の四半期において交付される政務調査費から当該議員の数が減少したことに伴い返還すべきこととなる政務調査費を減じて当該会派に交付するものとする。

4 前2項の場合において、会派は、当該会派に所属する議員の数の異動が生じた四半期の次の四半期分の政務調査費につき第1項の規定による請求を行うときは、交付額の調整を行った後のものを請求するものとする。

5 第2項又は第3項の規定による調整ができないと認められる異動が生じたときは、知事は、当該会派に対し、当該異動により追加して交付すべき政務調査費を追加して交付し、又は当該異動により返還すべき政務調査費の額に相当する額の返還を求めるものとする。

6 知事は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る会派及び議員に対し、政務調査費を速やかに交付するものとする。

(任期満了時等の特例)

第8条 四半期中途において議員の任期が満了するときは、会派及び議員は、当該四半期に係る政務調査費については、当該四半期の最初の月から任期満了日の属する月までの月数分の政務調査費を請求するものとする。

2 四半期中途において、会派が解散したとき又は

増加する異動が生じた場合は、当該四半期の次の四半期において交付される政務活動費に当該議員の数が増加したことに伴い追加して交付すべきこととなる政務活動費を加えて当該会派に交付するものとする。

3 四半期中途において会派に所属する議員の数が減少する異動が生じた場合は、当該四半期の次の四半期において交付される政務活動費から当該議員の数が減少したことに伴い返還すべきこととなる政務活動費を減じて当該会派に交付するものとする。

4 前2項の場合において、会派は、当該会派に所属する議員の数の異動が生じた四半期の次の四半期分の政務活動費につき第1項の規定による請求を行うときは、交付額の調整を行った後のものを請求するものとする。

5 第2項又は第3項の規定による調整ができないと認められる異動が生じたときは、知事は、当該会派に対し、当該異動により追加して交付すべき政務活動費を追加して交付し、又は当該異動により返還すべき政務活動費の額に相当する額の返還を求めるものとする。

6 知事は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る会派及び議員に対し、政務活動費を速やかに交付するものとする。

(任期満了時等の特例)

第8条 四半期中途において議員の任期が満了するときは、会派及び議員は、当該四半期に係る政務活動費については、当該四半期の最初の月から任期満了日の属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 四半期中途において、会派が解散したとき又は

●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更

議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、当該四半期に当該会派に交付された政務調査費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

3 四半期中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（当該議員が死亡した場合には、その相続人。以下同じ。）は、当該四半期に当該議員に交付された政務調査費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

4 議員の任期満了による新たな任期が開始した場合においては、当該任期満了に係る議員の任期満了の日の属する月の翌月の初日から新たな任期の開始した日以後最初に開催される議会の招集日までの間において会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた日の属する月分の政務調査費を会派に対し交付する。この場合において、政務調査費の額の計算における所属議員数は、会派結成届出が行われた日における当該会派結成届出に係る会派に所属する議員の数とする。

5 議会の解散により議員の新たな任期が開始した場合においては、新たな任期の開始した日以後最初に開催される議会の招集日までの間において会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた日の属する月分の政務調査費を会派に対し交付する。この場合において、政務調査費の額の計算における所属議員数は、会派結成届出が行われた日における当該会派結成届出に係る会派に所属する議員の

議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、当該四半期に当該会派に交付された政務活動費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

3 四半期中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（当該議員が死亡した場合には、その相続人。以下同じ。）は、当該四半期に当該議員に交付された政務活動費のうち、これらの事由の生じた日の属する月の翌月（同日が月の初日であるときは、同日の属する月）以降の分を速やかに返還しなければならない。

4 議員の任期満了による新たな任期が開始した場合においては、当該任期満了に係る議員の任期満了の日の属する月の翌月の初日から新たな任期の開始した日以後最初に開催される議会の招集日までの間において会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた日の属する月分の政務活動費を会派に対し交付する。この場合において、政務活動費の額の計算における所属議員数は、会派結成届出が行われた日における当該会派結成届出に係る会派に所属する議員の数とする。

5 議会の解散により議員の新たな任期が開始した場合においては、新たな任期の開始した日以後最初に開催される議会の招集日までの間において会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた日の属する月分の政務活動費を会派に対し交付する。この場合において、政務活動費の額の計算における所属議員数は、会派結成届出が行われた日における当該会派結成届出に係る会派に所属する議員の

<p>数とする。</p> <p>6 前2項の場合、会派の代表者は、第6条の規定による通知を受けた後、速やかに、<u>政務調査費</u>を請求するものとする。</p> <p><u>(使途)</u></p> <p><u>第9条 政務調査費の使途は、おおむね次に掲げる科目によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 調査研究費</u></p> <p><u>(2) 研修費</u></p> <p><u>(3) 会議費</u></p> <p><u>(4) 資料作成費</u></p> <p><u>(5) 資料購入費</u></p> <p><u>(6) 広報費</u></p> <p><u>(7) 事務所費</u></p> <p><u>(8) 事務費</u></p> <p><u>(9) 人件費</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる科目の基準は、議長が定めるところによる。</u></p> <p>(収支報告)</p> <p>第10条 地方自治法第100条第15項に規定する<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)は、別記様式によるものとする。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派及び議員は、その年度における当該<u>政務調査費</u>に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が解散し、又は議員の任期満了若しくは議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、会派の解散の日、議員の任期満了の</p>	<p>数とする。</p> <p>6 前2項の場合、会派の代表者は、第6条の規定による通知を受けた後、速やかに、<u>政務活動費</u>を請求するものとする。</p> <p><u>(使途)</u></p> <p><u>第9条 (削除)</u></p> <p>(収支報告)</p> <p>第10条 地方自治法第100条第15項に規定する<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)は、別記様式によるものとする。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派及び議員は、その年度における当該<u>政務活動費</u>に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が解散し、又は議員の任期満了若しくは議会の解散に伴い消滅したときは、当該会派の代表者であった者は、会派の解散の日、議員の任期満了の</p>	<p>●従来「調査研究費の使途」として規定していたものを「(政務活動費を充てることができる)経費の範囲」として、第3条の3に規定</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>
--	--	--

日又は議会の解散の日の属する年度における政務調査費に係る収支報告書を、これらの日の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた議員が、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者は、議員でなくなった日の属する年度における政務調査費に係る収支報告書を、同日の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

5 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

6 議長は、収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）が提出された場合は、その写しを、速やかに知事に送付するものとする。

（調査）

第 11 条 議長は、政務調査費の適正な使用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

日又は議会の解散の日の属する年度における政務活動費に係る収支報告書を、これらの日の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者は、議員でなくなった日の属する年度における政務活動費に係る収支報告書を、同日の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

5 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

6 議長は、収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）が提出された場合は、その写しを、速やかに知事に送付するものとする。

（調査）

第 11 条 議長は、政務活動費の適正な使用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- 議長が行う措置の目的を「政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保のために」と明示。
- 透明性の確保のために議長が調査・指導を行う根拠を条例上定めているものであり、収支報告書への領収書等の添付（前条第 5 項）及び収支

<p>(返還)</p> <p>第 12 条 会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は、その年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額からその年度において行った<u>政務調査費</u>による支出（<u>第 9 条に規定する用途の基準</u>に従って行った支出をいう。）の総額を控除した残余（以下「残余」という。）がある場合、残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>を県に返還しなければならない。</p> <p>2 知事は、残余があると認める会派及び議員に対し、残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第 13 条 議長は、収支報告書をこれらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。</p> <p>2 <u>政務調査費</u> 経理責任者又は<u>政務調査費</u> 経理責任者であった者及び議員は、会派に係る<u>政務調査費</u>の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。</p>	<p>(返還)</p> <p>第 12 条 会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は、その年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額からその年度において行った<u>政務活動費</u>による支出（<u>第 3 条の 3 に規定する政務活動費の経費の範囲</u>に従って行った支出をいう。）の総額を控除した残余（以下「残余」という。）がある場合、残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>を県に返還しなければならない。</p> <p>2 知事は、残余があると認める会派及び議員に対し、残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第 13 条 議長は、収支報告書をこれらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。</p> <p>2 <u>政務活動費</u> 経理責任者又は<u>政務活動費</u> 経理責任者であった者及び議員は、会派に係る<u>政務活動費</u>の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。</p>	<p>報告書の閲覧（第 14 条各項）の規定と合わせて、地方自治法の改正により議長に課せられた透明性の確保に関する努力義務を遂行するための手立てを具体的に定めている規定と位置付けられる。</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>
--	--	---

<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第 14 条 何人も、議長に対し、前条第 1 項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る収支報告書について、山形県議会情報公開条例（平成 12 年 7 月県条例第 49 号）第 6 条第 1 項各号に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>3 前項の閲覧は、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日からすることができる。</p> <p>4 第 2 項の閲覧は、山形県議会事務局内で、山形県の休日以外の日において午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間にしなければならない。</p>	<p>(収支報告書の閲覧)</p> <p>第 14 条 何人も、議長に対し、前条第 1 項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。</p> <p>2 議長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る収支報告書について、山形県議会情報公開条例（平成 12 年 7 月県条例第 49 号）第 6 条第 1 項各号に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>3 前項の閲覧は、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日からすることができる。</p> <p>4 第 2 項の閲覧は、山形県議会事務局内で、山形県の休日以外の日において午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間にしなければならない。</p>	<p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>
<p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、<u>地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行の日又は、この条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p>2 この条例による改正後の山形県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、<u>この条例の施行の日以後に交付される政務活動費が</u></p>	<p>●この条例の施行日を定めたもの。</p> <p>●平成 24 年度においては、経過措置を設け、従来の政務調査費と同様に取扱うことと</p>

ら適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山形県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。

するもの。これに伴い、新たな制度に基づく政務活動費の運用は平成25年度からとなる。

2 山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）

改正前	改正後	改正にあたっての考え方
<p>山形県<u>政務調査費</u>の交付に関する条例施行規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、山形県<u>政務調査費</u>の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派結成届等) 第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によるものとする。 2 条例第4条第2項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。 3 条例第4条第3項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。</p> <p>(政務調査費の請求) 第3条 条例第7条第1項及び第8条第6項の規定による請求は、別記様式第4号によるものとする。</p> <p>(交付辞退等の届出) 第4条 議員は、<u>政務調査費</u>の交付を辞退するときは、別記様式第5号により議長に届け出るものとする。 2 議員は、前項の辞退の届出をした後に、新たに<u>政務調査費</u>の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により議長に届け出るものとする。</p> <p>(政務調査費の使途の科目の基準) 第5条 条例第9条第2項に規定する使途の科目の基</p>	<p>山形県<u>政務活動費</u>の交付に関する条例施行規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、山形県<u>政務活動費</u>の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会派結成届等) 第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によるものとする。 2 条例第4条第2項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。 3 条例第4条第3項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。</p> <p>(政務活動費の請求) 第3条 条例第7条第1項及び第8条第6項の規定による請求は、別記様式第4号によるものとする。</p> <p>(交付辞退等の届出) 第4条 議員は、<u>政務活動費</u>の交付を辞退するときは、別記様式第5号により議長に届け出るものとする。 2 議員は、前項の辞退の届出をした後に、新たに<u>政務活動費</u>の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により議長に届け出るものとする。</p> <p>(政務活動費の経費の内容) 第5条 条例第3条の3第3項に規定する経費の内容</p>	<p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p> <p>●「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更</p>

準は、別表のとおりとする。

(支払証明書)

第6条 条例第10条第5項の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第14条第1項の規定による収支報告書の閲覧(以下「閲覧」という。)をしようとする者は、閲覧請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

2 収支報告書は、条例第14条第4項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

3 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、条例第14条第4項又は前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

5 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することがある。

6 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(以下略)

は、別表のとおりとする。

(支払証明書)

第6条 条例第10条第5項の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第14条第1項の規定による収支報告書の閲覧(以下「閲覧」という。)をしようとする者は、閲覧請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

2 収支報告書は、条例第14条第4項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

3 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、条例第14条第4項又は前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

5 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することがある。

6 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(以下略)

附 則

1 この規程は、山形県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成 年 月 日条例第 号)の施行の日から施行する。

活動費」へ名称変更

● 条例に規定された「政務活動費の経費の範囲」の具体的内容を規定

別 表

支出科目	内 容
調査研究費	県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望、意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費 (会場・機材借上費、資料印刷費、交通費、宿泊費等)
資料作成費	会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交

別 表

経 費	内 容
調査研究費	県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究(視察を含む。)並びに調査委託に要する経費
研修費	会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費並びに団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

- 条例で規定している政務活動費を充てることのできる経費の具体的内容について、経費の区分毎に全国都道府県議会議長会の標準条例に示された経費の内容に準じて規定した。
- 括弧書きの例示については、具体的な運用の目安として、要領等で示すこととした。

	<u>通費等)</u>			
事務所費	会派又は議員が行う <u>調査研究活動</u> のために必要な事務所の設置、 <u>管理</u> に要する経費 (<u>事務所の借上料、管理運営費等</u>)	資料購入費	会派又は議員が行う <u>活動</u> のために必要な図書、資料等の購入、 <u>利用等</u> に要する経費	
事務所費	会派又は議員が行う <u>調査研究</u> に係る事務遂行に必要な経費 (<u>事務用品・備品購入費、通信費等</u>)	事務所費	会派又は議員が行う <u>活動</u> のために必要な事務所の設置 <u>及び</u> 管理に要する経費	
事務費	会派又は議員が行う <u>調査研究</u> に係る事務遂行に必要な経費 (<u>事務用品・備品購入費、通信費等</u>)	事務費	会派又は議員が行う <u>活動</u> に係る事務遂行に必要な経費	
人件費	会派又は議員が行う <u>調査研究</u> を補助する職員を雇用する経費 (<u>給料、手当、社会保険料、賃金等</u>)	人件費	会派又は議員が行う <u>活動</u> を補助する職員を雇用する経費	

山形県議会政務調査費等検討委員会

委員名簿

(平成24年3月16日～)

委員長	佐藤藤彌	(自由民主党)
副委員長	高橋啓介	(県政クラブ)
委員	石黒覚	(県政クラブ)
委員	森谷仙一郎	(自由民主党)
委員	菅原元	(自由民主党)
委員	小池克敏	(自由民主党)
委員	児玉太	(自由民主党)
委員	佐貝全健	(自由民主党)

(※正副委員長以外は議席番号順)

山形県議会政務調査費等検討委員会開催経過

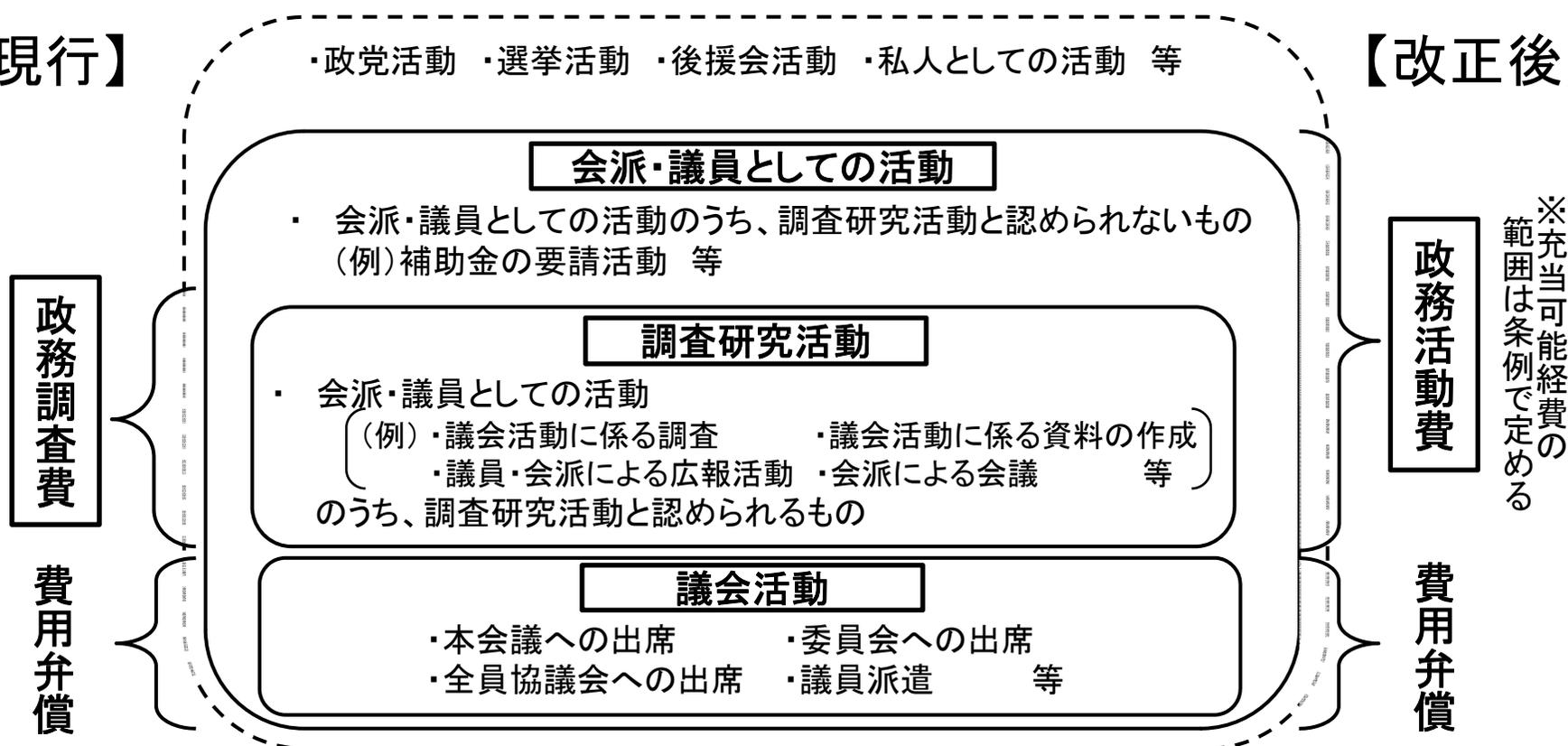
(平成24年度)

回数	開催年月日	協議内容等
第1回	平成24年 6月25日	・「政務調査費の手引」の改正等について協議
第2回	平成24年 7月 4日	・「政務調査費の手引」の改正等について協議
第3回	平成24年 8月22日	・「政務調査費の手引」の改正等について協議 ・改正地方自治法(政務活動費関係)の審議状況について報告
第4回	平成24年 9月19日	・「政務調査費の手引」の改正等について協議 ・政務活動費交付条例に係る全国議長会の標準条例(例)(案)に対する意見について協議
第5回	平成24年 9月27日	・「政務調査費の手引」の改正等について協議 ・政務活動費に係る条例改正スケジュールについて協議
第6回	平成24年10月24日	・政務活動費に係る条例改正方針等について協議
第7回	平成24年11月 8日	・政務活動費に係る条例、条例施行規程の改正素案について協議
第8回	平成24年11月26日	・政務活動費に係る条例、施行規程改正案について、有識者から意見を聴取
第9回	平成24年11月27日	・政務活動費に係る条例施行規程改正案について協議 ・報告書案を協議・決定

政務調査費と政務活動費の対象経費(イメージ)

【現行】

【改正後】



◆地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

現行	修正案
<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務調査費</u>の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務活動費</u>の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該<u>政務活動費</u>を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑯ 議長は、第十四項の<u>政務活動費</u>については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>